

# The Formation of the Japan Peasant's Union ( I )

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/18355">http://hdl.handle.net/2297/18355</a>

# 日本農民組合成立史論 I

日農創立と石黒農政のあいだ—第3回ILO総会—

林 宥 一

- I はじめに
- II 賀川豊彦と杉山元治郎
- III 第3回ILO総会
- IV 第3回ILO総会の歴史的意義—結びにかえて—

## I はじめに

第一次世界大戦が「総力戦」として展開されたことは、各交戦諸国における国民大衆の政治的地位を画期的に高めることになった。各国政府は国民を戦争に動員するために、そして国民の支持を獲得するために、労働者階級をはじめとする国民大衆の政治への参加を、多かれ少なかれ許容せざるをえなかったからである。大戦中にロシア革命が勃発したことはこのような方向をいっそう促進した。各国政府は社会革命への危機に恒常的に対処しうる装置をみださなければならなかった。こうして大戦後の世界は、大衆と大衆の組織化の時代として現われることになった。大戦後のヴェルサイユ平和条約が、とくに「労働」なる一編を設け、「労働力単ナル商品ト看做サルヘキモノ」ではなく、「労働ノ利益ノ保護、結社ノ自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記労働状態ヲ改善スルコトハ刻下ノ急務ナリ」<sup>(1)</sup>と宣言せざるをえなかったのは、大戦後の世界における労働者階級の政治的比重の変化を如実に物語るものであった。

さらに問題は、上述の「大衆」の範囲が単に労働者階級にとどまらなかった点である。第一次大戦後の農民問題の形成である。何よりもロシア革命が土地

革命を伴ってあらわれ、また、人口の大多数が農民によって占められていた東欧諸国では、農民の動向がきわめて重要な政治的要因となるにいたった。これらの国々の多くの農民は、彼らのおかれた社会状況に対する不満に加えて、近隣ロシアにおける革命の報らせによって急進的な土地分配の要求を強めた。これらの国々の政府は、ロシア革命の波及を防ぐという政治的理由からしてまず土地改革に着手せざるをえなかった<sup>(2)</sup>。また、西欧諸国でも、総力戦の経験から、農業労働力を保全し、農業生産力の向上をはかりながら食糧自給をめざして、国内農業の保護政策を重視する姿勢を強めていた。このように農民問題は、大戦後のヨーロッパの国内政治過程を左右するもう一つの重要な政治的要因となった。

さて、このような世界史的な変化の波動は、アジアの「列強」日本にも及んだ。尤もこの国のばあい、ヨーロッパ諸国のように直接的に「総力戦」にまきこまれたわけではなかったから、その衝撃力はいくらか緩和されてあらわれた。しかし、それにもかかわらず、日本がこの大戦で、名義上、「オートクラシー」の側にはなく「デモクラシー」の側に立って参戦したことは、この国の大衆の組織的運動に世界の趨勢としての「デモクラシー」という大義名分を与えることになった。いまや日本においても伝統的な大衆支配方式は転換をせまられつつあった。1918（大正7）年の米騒動に続いて、労働争議と小作争議が激増し、この過程で労働者と農民の組織化が進んだ。1919年8月の友愛会7周年大会は組織名を「大日本労働総同盟友愛会」と変えて、近代的な労働組合への転換点となった大会であったが、ここで決議された20ヶ条の主張は、「労働非商品」の原則など、その大部分はヴェルサイユ平和条約第13篇427条の労働理念そのものを取りこんだものであった。

他方、資本主義の独占段階への移行のもとで、工業化が著しく進展しながら、なお農村人口が多数を占めていた日本では、農民問題が統治方式転換の一つの軸心を形成した。第一次大戦後の世界史的潮流に促進されるかたちで、この国においても、農業の改革・農村改造に取組もうとする主体が形成されるに至った<sup>(3)</sup>。この主体は基本的には二つの方向から形成された。一つは石黒忠篤を中心とする農商務省内の若手官僚とその周辺の学者群による政策立案グループ（いわゆる石黒農政）の形成であり、もう一つは、全国バラバラ

に散在していた小作組合を横断的に結びつけた日本農民組合の結成である。だがこの二つの方向からの改革への動きは、一方が「上からの改革」であり、他方が「下からの改革」というような、両極に分離した対抗関係にあったのではなかった。いわゆる石黒農政が農商務省内部の新しい潮流であったとしても、それは1920年前後の段階で国家権力が正統に認知した政策であったわけではないし、他方、初期日本農民組合の場合も、きわめて多様な思潮を未分化のままに包摂した組織体であった。むしろ、この二つの動きは、少なくとも1920年代の前半までは、さまざまな媒介によって相互に結びついていたという側面さえ見出すことができるのである。

本稿では、以上のような視角から、日本国内において同一時期にあらわれた二つの方向からの農村改造の動きとしての石黒農政と日本農民組合の創立が、農業問題会議と称された第3回国際労働会議（以下、第3回ILO総会、と略す）という国際的契機を媒介としてどのように連動していたかを実証し、そして、そのことを通じて、日本農民組合が、第一次大戦後の「世界の趨勢」と具体的にどのような接点をもって結成されるにいたったかを明らかにしようとするものである。

## II 賀川豊彦と杉山元治郎

周知のように、日農の創立大会がもたれたのは1922（大正11）年の4月9日、会場は神戸市下山手通りのキリスト教青年会館であった。全国からの出席者は98名、このほか本部役員、来賓、傍聴人をふくめて総数120名が集まったという。創立時の支部は全国でわずかに14、その組合員数は253名にすぎなかったのに、この年の末には96支部6,166名、翌23年末には196支部19,464名へと増え、さらに、第一次分裂直前の1926年末には957支部、72,794名へと、組織は驚異的なテンポで拡大していった<sup>(1)</sup>。日農組織化のこの驚異的なテンポはそれ自体として検討に値する問題であるけれども<sup>(2)</sup>、ともあれ日農の創立は、小作農民を中心とする全国レベルでの組織的農民運動<sup>(3)</sup>の端緒となったのである。

ところで、この日農組織化を最初に手掛けて請け負ったのはよく知られて

いるように賀川豊彦と杉山元治郎であった。キリスト教の牧師であり、社会事業家でもあったこの二人にとって、農民運動の組織化は一つの社会事業であった。後述する農商務省の若手官僚石黒忠篤は、日農結成前に有馬頼寧宅で賀川に会い、「農民組合」についての意見を聴いたことがあった<sup>(4)</sup>。そのとき、賀川は石黒に、「自分ハ農民問題ニ付テハ何等ノ造詣ガナイガ著述ノ報酬ガ澤山這入ツタカラ此ノ金ヲ以テ農民ヲ向上サセル運動ニ向ヒタイ<sup>(5)</sup>」という内容のことを述べたという。

賀川豊彦についてはここで改めて記すまでもない。神戸のキリスト教牧師、労働運動指導者、『死線を越えて』の著者、賀川豊彦といえば、すでにこの時代を代表する人物となっていた。杉山元治郎は、大阪府立農学校を卒業したあと和歌山県農会の技手となったが(1903~05年)、1906(明治39)年に仙台の東北学院神学部へ入学、卒業後、牧師として仙台市東六番丁教会を経て、1910年以後は福島県小高町で農村伝道に従っていた。といってもこの伝道のありかたは相当変わったものだった。かつての農会技手という経験を生かして、杉山の自宅を兼ねた教会内で農作物の種子の取次販売を行う。農具、それも自ら工夫した「杉山式互鋤犁」なるものを農民に売る。土壌学や肥料学の講義をしながら近在の村々を巡回する。「朝フロックコートで説教しているかと思えば、午後は荷車を引張って町を通る。近所の人々は彼を活きた農業辞典として重宝している<sup>(6)</sup>」杉山の「家の表には、農作物種物取次販売、農具一式取次販売、多木製肥料取次販売、売薬製造販売、屋根瓦製造販売、相馬焼陶磁器取次販売、燠炭製造販売、杉山式互鋤犁販売、杉山式自転車修繕器販売、といふやうな看板をずらりとかけたまんまに、日本基督小高教会の看板が雑居してゐます。おまけに入口に焼芋がまをすえつけてあって、そこでぼかぼかあたたかい焼芋を売っています<sup>(7)</sup>」というありさまである。さしずめ、キリスト教の地方改良事業家・杉山元治郎といったところである。実際、内務省囑託天野藤男は、「郷土文明の發揮と地方改良」という一文で、小高町の牧師杉山のことを次のように紹介している。

「氏は小高町に住居する正に十年、あらゆる困苦と戦って教会堂を設立し、此に日曜学校を設け、町民及び附近農民に教界の靈光を宣伝すると共に、地方開発の使命を力説し、冬閑期を機して、短期の講習会を開設し、

地方子弟の教化に力めた。純然たる基督教宣伝者に非ずして農学校出身者にして地方改良を使命とせる氏の立場に特色があると共に、教界に於ては、稍々継子扱ひされてゐるとは真か<sup>(8)</sup>」

だが、第一次大戦後の社会情勢の変化は、杉山をしてこのような地方改良事業家にとどまり続けることを許さなかった。各地で労働争議・小作争議が頻発し始めたことは、杉山の耳にも入った。そこへ、彼自身がかつて手かけた八沢浦(福島県相馬郡)干拓地で、農業生産力が向上するにつれて地主の小作人に対する搾取誅求があらわれてきた。彼は、自らの実践にこめられた意図(農業生産力の向上)とは乖離する結果(地主の小作人に対する搾取)をまのあたりにして、単なる農業生産力の向上や精神教育だけでは限度のあることに気づいていった<sup>(9)</sup>。彼は、いまや、「明治農政の枠を踏み越える活動<sup>(10)</sup>」が必要だと考えるにいたった。

東の杉山、西の賀川、この二人の牧師を結びつけたのは沖野岩三郎の一文「日本基督教界の新人と其事業<sup>(11)</sup>」だった。杉山はこのことについて次のように述べている。

「その当時、私は直接に賀川氏を知らなかったが、明治学院で賀川氏とともに学んでいた沖野岩三郎、児玉充次郎、加藤一夫氏等を通じ、間接には早くから知っていたのである。しかも賀川氏は川崎船所の大争議の指導者として、また自伝小説ともいわれる『死線を越えて』は重版に重版、天下にその名を知られている折柄、沖野氏のかの雑誌『雄弁』に出た紹介文は、直ちに二人の接着剤となったのである<sup>(12)</sup>」

杉山が、社会運動にとび込むつもりで、10年あまり住みなれた小高町を引き払い、大阪に移ったのは1920年10月4日、神戸の賀川を訪ねたのは10月6日であった。彼は賀川に社会運動の実践の意志を伝えると、賀川は、「労働運動はわしがやる。君には一つやって貰いたいものがある、それは農民組合運動だ、しかしまだ時期がちょっと早い、しばらくの間持ってくれたまえ、いずれそのうち通知する<sup>(13)</sup>」と語ったという。

時期尚早だから待機しろ、との言で杉山は大阪市立弘済会の育児部に職を得て、ここで賀川の指令を待った。だがこの時期尚早だというのは、帝国議会開設のごとき10年も待てというわけではなかった。杉山が賀川から、今こ

そ農民組合運動のために起つときだ、至急相談に来てもらいたい、という意味の手紙を受けとって賀川を訪ねたのは、1921年10月17日、ちょうど1年後のことであった。賀川はこの1年間、農民組合結成のもっともよいタイミングをにらんでいたのであろう。では、彼はいったい何をにらんでいたのか。

客観的条件と主体的条件、賀川の伴断材料は一つではなかったであろう。だが、彼が農民組合を設立する絶好のチャンスととらえたもっとも直接的な契機は、1921年10月から11月にかけて開催される第3回ILO総会であったことはまちがいない<sup>(14)</sup>。杉山はこの点について、1922年のはじめに次のように書いている。

「一昨年末から農業労働者も工業労働の刺激を受けて小作人組合なるものを作り、昨年は小作争議もだんだん激烈になって来たのであります。また其数も大阪府に於ては九年度に二十件内外が十年度に百件以上に昇つてゐる有様であります。セネバの国際労働協議会が名義なりにも小作人代表が出るということになり、到当小作人も農業労働者の内に包含され、工業労働者も同一に組合権を確保されることになったので当局者が大狼狽をしたと云ふ新聞記事の出した翌日私が賀川兄を訪れると時機が来た早く農民組合を作らねばならぬと云ふので二人が相談急いで規則を作る、評議員や顧問の方への御願いの手紙を出すと騒いでゐる内に早くも大阪及び東京の大新聞に『日本農民組合生る』と掲載せられた<sup>(15)</sup>」

杉山はこれと同じ趣旨のことを、日農の機関誌『土地と自由』創刊号(1922・1・27)の「小作人は労働者」という一文にも書いている。賀川も創刊号に「土地と自由」という文章を寄せている。それは、「日本の為政者と、資本家が安らかな睡りを食って居る間に、世界はいつとはなしに醒めて来た」という書き出しに始まる。「世界の太勢」は滔滔と変りつつある。にもかかわらず、わが日本は「世界無比の国粹保存国」として、「現在の制度を維持することによって初めて世界にのぞみ得る」などと考えている。国際連盟が生まれ、ワシントン会議が生まれたではないか。しかるに、この「大気運に最も遅れて居るのは農民である。日本の農民である。こうして、賀川は、次のようにわが国における農民組合の必要性を指摘する。

「セネヴァに於ける農業労働者問題協議の結果は、小作人をも組合の中に包含して之に団体運動を許可することになったが、私が之を当然のこと、考へるのみならず、之に反対してゐた我政府当局の無定見を笑ふものである。既に小作人組合が必要でありとすれば日本に於てもこの方向の運動に着手せねばならないのである」

いったいに『土地と自由』創刊号の記事は、杉山の文といい、賀川の文といい、また「創刊の辞」といい、いずれも同一論旨のことが繰り返されているにすぎないのだが、そこに共通してもっとも強調されていることは、日本において農民組合を組織することの必然性と正当性を第一次大戦後の「世界の大勢」—その具体的顕われとしての第3回ILO総会—に求めているということである<sup>(10)</sup>。これを逆にいえば、「世界の大勢」としての第3回ILO総会が、日本国内の先駆者たちに、農民組合設立のいわば国際的な「合法性」を与え、直接的なきっかけを与えたということである。それでは、この第3回ILO総会とは、具体的に、どのような内容をもって展開されたのか、この点を次に検討したい。

### III 第3回ILO総会

#### 1. 準備過程における諸問題

第3回ILO総会は、1921年4月に開かれる予定であったが、ILO理事会の準備の都合で約半年遅れて10月に延期されることになった。総会の議題が理事会で正式に決定されて各国に通告されたのは、1921年1月であった。正式に決められた総会の会議事項は次の如くである<sup>(11)</sup>。

第一 労働理事会ノ組織問題ニ関スル件

第二 就業時間ニ関スル華盛頓條約案ヲ農業労働者ニ適応セシムル件

第三 (甲)失業ノ予防及救済 (乙)婦人及児童ノ保護

第四 農業労働者ノ保護ニ関スル特別ノ措置ニ関スル件 (一)農業技術教育 (二)農業労働者ノ居住条件 (三)組合権ノ保障 (四)災害、疾病、痲疾及老齡ニ対スル保障

第五 炭疽菌附着羊毛消毒ニ関スル件



第六 「ペンキ」塗ニ於ケル白鉛使用ノ禁止ニ関スル件

第七 商工業ニ於ケル雇用ニ付テノ週休制度ニ関スル件

第八 (甲)十八才未満ノ火夫ノ石炭夫使用廃止ニ関スル件, (乙)船舶ニ使用セラルル児童ノ強制体格検査ニ関スル件

みられるように、第1回ILO総会が工業に従事する者を対象とし、第2回総会が海員のみに関する問題に限定されていたことと比較すると、上記の会議事項は、工業労働者、海員のほか農業、鉱業や商業部門の従業者をもふくみ、その範囲はきわめて広汎に及んだ。だが、その中でもとくに中心を占めていたのは農業問題であった。第3回総会が農業労働会議と俗称されるゆえんである。もともと農業労働者問題は、ヴェルサイユ平和会議、およびその後のILO理事会でいくたびかとりあげられてきた問題であった。平和会議における労働法制委員会は、平和条約427条の労働理念の一般原則が農業労働者にも均しく適用されるべきものであるという宣言を承認した。この宣言は、条約には明文化されなかったが、農業労働者保護の重要性を否定するものはいなかった<sup>(2)</sup>。けだし、第一次大戦での資源と労働力の軍需生産・軍隊への集中、国土の荒廃、その結果としての農業生産力の減退と食糧自給の危機を味わった交戦諸国は、国内農業の保護の必要性を痛感していたからである。「国内食糧の豊作なのは愛国心に等しくなる<sup>(3)</sup>」—主要資本主義諸国は、大戦終結後から農業関税を復活し、国内農業保護政策を展開することになった。このように、農業労働者の保護問題が注目されるにいたったのは、農業労働力を保全しつつ農業生産力の回復・向上を重要課題とせざるをえなかった大戦直後の各国の状況を背景とするものであった。

いずれにせよ、農業労働問題は上述のような経緯をたどっていたから、この問題がILOでも遠からず議題となることは明らかであった。農業問題を第3回ILO総会の議題とすることが決まったのは1920年3月のILO理事会においてであり<sup>(4)</sup>、正式会議事項が確定したのは先述のように21年1月であった。

さて、日本政府は正式会議事項の通告を受けてどのような対応を示したか。これを一言でいえば、「国内事情の強調」したがって「除外例の要求」という、今日に至ってもなお日本政府が保持しつづけているところのILO条約

・勸告骨抜きのための対応である<sup>(5)</sup>。1921年4月27日、農相官邸において、山本達雄農相をはじめ田中農商務次官、山川外務省第一部長、岡本農務局長、四條工務局長、田子内務省社会局長らの出席のもとで、ILO事務局からの「農業問題に関する質問書<sup>(6)</sup>」に対する回答案を作成するための協議会がもたれた。この席上で、山本農相は、第1回ILO総会の決議は工業部門に対してすら甚大な影響を与え、各種工業家はこのために多大な経費負担をしいられ、またこの決議実施にともなって失業問題をひき起こすおそれがある、「況んや農業に適用せん事は種々の点に於て困難あり就中我農業は諸外国と著しく其状態を異にするを以て労働時間を八時間又は九時間と云ふが如く之を限定し難く女子の夜業の禁止の如きも農繁期と天候の如何又は養蚕等各事項に於ても実行不可能なる点少なからざるを以て我国は今回の質問に対して我国の農業状態を詳細に報告し影響の甚大なるを開陳して除外例を要求せん方針なり<sup>(7)</sup>」と述べた。

賛成、反対の明確な意思表示ぬきに、事実上の骨抜きをめざすという対応は、今昔変わらぬ「日本的」態度ではあるが、日本政府はもともとこの会議をかなりあまくみていたふしがある。5月4日付の『東京朝日新聞』は、「諸外国に於ても第一回の労働会議決定事項を農業労働者に適用する事を不当なりとするもの多く工業労働者に対してすら華盛頓会議の決定事項を実施せるもの希蠟一國あるのみの状態なるを以て第三回労働会議に於ては除外例を要求するもの又は多大の議論出づべく或は結局不成立に了るに非ざるかを観測されつつある」と記しているが、この「観測」は政府の観測でもあった。この「観測」はあるいみではあたった。というのは、第1回ILO総会で決められた第1号条約(工業労働者の1日8時間・週48時間労働)の農業労働者への適用問題が、フランス政府をはじめとする諸国の強硬な反対にあって総会ではついに議題から葬り去られたことに象徴されるように、農業労働者保護についての国際的規定にはきわめて困難な条件があったからである。しかし、他方、日本政府にとっての災厄は、前記会議事項第四項の(三)、すなわち農業労働者の「組合権ノ保障」問題であった。だが、この点はあとで詳しく触れることにしよう。

準備過程の日本政府にとって頭痛のタネは、会議事項の内容よりも、代表

委員（政府代表2名、使用者代表1名、労働代表1名）の選出、とりわけ労働代表の選出問題であった。この問題では、日本政府は、すでに第1回総会の労働代表の選出過程で苦汁をなめていた。ヴェルサイユ平和条約389条では、使用者側、労働側代表委員の選出は、それぞれ労働者団体及使用者団体との協議のうえでおこなわれるべきことと規定されていた<sup>(8)</sup>。だが、日本政府は、国内に適当な労働団体が存在せずとして、労働代表委員選出協議会なる官製の詮衡機関をつくりあげ、ここで労働代表を選出しようとしたのである。当然のことながら、このような代表選定方式には、友愛会や信友会の猛烈な反対運動が展開され、労働代表は二転三転して容易に決まらなかった<sup>(9)</sup>。

最終的に代表を受諾した鳥羽造船所技師・榎本卯平には、「政府糺弾・榎本反対」を絶叫して殺気漲る大演説会が催され、その出発に際しては「各労働組合は甲旗や位牌を以てこれを送り、横浜埠頭はさながら一個の葬儀場と化した<sup>(10)</sup>」という。労働代表選出問題は、むしろ労働運動の高揚を刺激するような状況をつくりだしたとさえいえるのである。実際、労働代表選出問題は、1924年の第6回総会で日本労働総同盟会長の鈴木文治が代表として任命されるまで、労働運動の焦点であり続けた。というのも、この問題は、それ自体として単独の問題ではなく、労働組合法制定問題と治安警察法17条問題とわがちがたく結びついて、政府の労働政策全体に連動していたからである。つまり、労働組合法を制定しないこと（すなわち労働組合を公認しないこと）、治安警察法17条を撤廃しないで存続させておくこと、ILO労働代表選定を労働者団体からおこなわないこと、の三つは労働政策のいわば三角形をなしていたのであり、このうち一角が崩れると他の二角も崩れて、この三角形はなりたないという関係にあったのである。そして、第一次大戦後の国際協調路線が列強諸国間に定着するなかで、日本国内の労働運動にとっては、「この労働政策の三角の内、最も崩し易い一角は国際労働総会労働代表選出問題にあることは看取するに難くない<sup>(11)</sup>」と認識され、この問題が政府の労働政策に改変をせまる突破口となったのである。

さて、第三回総会の代表選出は具体的にどのようなようであったか。新聞報道によれば、「資本家並に労働者側代表に関しては同会議の主要議題が農業にして我国の農業状態は工業其他の労働状態を著しく其趣を異にして労働者と資

本家なるもの、區別極めて困難なる上に、代表者を選定すべき組合又は団体等の機関無き為、之が選定は政府に於て全責任を以て断行する事」となった。

こうした官選方式でともかくも代表が決まったのは1921年1月である。政府側代表は前農商務次官犬塚勝太郎、前農務局長道家齊（のちに現役の農務局長岡本英太郎に変更）、使用者側は栃木県の地主で県農会副会長の田村律之助、そして問題の労働代表は、岡山孤児院理事・孤児農業学校校長松本圭一であった。この松本こそこの論文でいま一つの焦点となる人物である。

労働界は当然のことながら、この官選労働代表に対して反対の意志表示をおこなった。代表委員の発表直後の1月13日には、東京・芝の友愛会本部で関東労働組合同盟会の代議員会が開かれ、不法な選定方法を批判する決議がなされた。1月19日には、友愛会・信友会など五労働組合が、「農業労働代表の官選は国際労働規約の精神に背反するものと認め此の不法を中外に宣明す」として、「一、官選代表は不法なり、二、農業労働問題の中心点は小作人対地主の問題なるに之を除外したるは不法なり、三、農業労働者と共通の利害を有する労働問題現存するにも拘らず之を無視したるは不法なり<sup>(13)</sup>」という宣言を決議した。また、関西労働組合連合会も、1月23日の普選演説会において、官選農業代表者の否認を決議した。だが、これら労働運動内部の反対運動は、第1回の梶本のときほどの盛りあがりを見せなかった。問題が農業問題であるということもあつたであろう。松本が神戸を出港した8月4日、鈴木文治は、「此の際松本代表反対の爲めに種々の運動を起すと云う事は眼前に接迫せる労働会議の力を殺ぐ事になるのであるから積極的運動はせぬ方針である<sup>(14)</sup>」と述べている。

小作人団体のほうはといえば、この問題に対してまとまった声を挙げうる状況になつたのはもちろんである。のちに中部日本農民組合において農民運動の指導者となる横田英夫は、「代表委員の選任、就中労働代表委員の選任に就ては、我国では前二回ともケチのついた前例がある。二度あることは三度で、今度も一応ケチがつくであろう。否、ケチをつける心算ならば、第一回の時以上に騒ぎ得る理由が存して居るが、農業労働者は他の労働階級のやうに団体的勢力を有たず、また、自由に社会に対して発言し得るほど有力でないから、外部から同情的に騒ぎ出せば兎も角、農業労働者自身は何の発

言も何の運動も為し得ない現状にある<sup>(15)</sup>と述べている。これはまだ代表委員の名前が公表される前の横田の発言であるが、彼にいわせれば、「政府は既に内々で地主附属の農業労働者に手を廻して居るようである」、しかも、「最初から『小作人は労働者にあらず』と高飛車に出て最大の難関を抜道して置き、而して着く場所が『除外例要求、特殊国待遇』にあるのだから、労働代表委員の人選などはどうでもよくなって居る<sup>(16)</sup>」ということになる。だが、実は、この官選労働代表委員の人選、具体的には松本圭一という人物が任命されたという事実ぬきには、第3回ILO総会が日本国内の農民の組織化に与えた積極的意味は考えられないのである。

## 2. 総 会

さて、第3回ILO総会は事務局の所在地スイスのジュネーブで1921年の10月25日から11月12日にかけて開かれた。参加国数39ヶ国、代表委員総数は149名である。会議の内容は、外務省編『第三回国際労働会議報告書』でその全体を把握しうが、ここでは、本論に必要な限りで次の2点について述べておきたい。

第一は、代表の資格審査で問題となった点である。日本労働代表松本圭一自身が自己の資格を問題としたのである。彼は10月29日、資格審査委員会に対して、次のような内容の「資格問題に関する覚書」を提出した<sup>(17)</sup>（以下は筆者の意約）。

私は日本の労働代表としてこの国際労働総会に来た。しかし、私が何よりも先に言いたいことは、日本政府が私の任命手続きにおいて、国内の最も代表的な労働団体と協議することなく、平和条約の主旨に違反して私を選んだということである。私自身は十年にわたり自ら農業耕作に従事し、農業労働者の実際状況については知識はあるが、ILO総会で日本労働者全体の代表者の資格を装う意思はなかった。だから私は政府に任命を固辞した。だが政府は、日本に農業労働者の団体が存在しないこと、会期が切迫して他に候補者がいないことを理由にして、繰り返し任命を受諾するよう慫慂した。そこで、私は私の任命について、労働団体の合意を得る手続きをふむことを条件としてこの使命を受諾し、交渉の任にあたった政府の吏員もそのことを約束

した。だが、政府は、私が要求した条件をまったく顧ることなく、1月中旬私の任命を発表した。私の任命があったあと、私は総会が6ヶ月延期されるという報らせをうけた。そのあいだ私は自分のおかれた地位について再考した。また、私は議会に席をもつ友人を通して政府に先の約束を履行させようとし、またその意志があるかどうかも確かめようとした。だが、結局私が確かめ得たのは、日本政府が社会問題に関し極めて保守的で、労働問題の真義を理解していないということだった。ここで、私はもし自己一身の利害のみを考えるならば、この際いさぎよくこの任命を拒絶したであろう。だが、私は、仮に私がこの任命を拒否しても、政府はただ同様の手続きを繰り返し、他により代表的な何人をも総会に派遣しないだろうということを知っていた。私はむしろこの任命を受諾し、この地に来てできる限り日本の労働者の利益を擁護し、かつ、卒直に、奇異なる日本の空気を説明するのが私の使命だと思うに至った。こうして、私はこの総会に来ようとする意志を固めたのであるが、私は私の地位のいかにも奇異なることを十分知っており、それがこの総会において資格問題を惹き起こすことも予期した。だから、私はここで総会に出席する資格を失なうことを恐れるものではない。むしろ、かえって、私の資格が無いことをここで認められることのほうが、日本の労働組合の国際的承認を意味するのである。そして、それが、日本政府当局者と社会の進展を阻止する保守派の人々を長夢から覚まし、日本の労働者が今回の総会にふさわしい代表を派遣することにみちをひらくことにつながるのであれば、私の労苦はむくわれるのである。

松本の「覚書」を長々と紹介したのは、困難な状況にあって、自己のおかれた位置と任務を考えぬいたうえで書かれたであろうその内容が、松本の人格を感じさせるものがあるからである。11月1日、日本政府は、松本のこのような「自己否定」に弁明書を発表し、松本は代表受諾に際し、政府が既存労働団体の合意を得ることを約束したと述べているが、そのような約束の事実はない、日本の労働団体は存在することは存在するが極めて少数で、しかも特殊産業部門に限られ、何れも農業労働者の利益を代表しえない、などと述べた<sup>(19)</sup>。松本は、この弁明書に対してさらに文書を公表し、詳細な反論を加えた。すなわち、私の任命がおこなわれたとき日本には一つの労働団体が

存在していた。その名は、日本労働総同盟友愛会と称し、1920年には6万4,000人の組織員を擁して、日本における最も代表的な労働組合として一般的に認められているものである。政府はなぜこの組織を無視したのか。当局は、「発達の程度尚甚だ幼稚にして何れをも最も代表的なりと認定し得ず」と主張するけれども、この主張は一片の独断以外に何の根拠もない。また政府は、組織労働者の数が少ないというが、それはもっぱら政府の弾圧政策の結果ではないか。日本では労働者の団結権・労働組合を組織する権利は認められるどころか、逆に治安警察法によって阻止されているのである。更に政府は、今回の労働代表を選ぶにあたって、工業労働者の代表的団体と協議しなかった理由に、農業労働者と工業労働者の利害が異なることをあげているが、農業労働者の利益を擁護する点では、工業労働者と協議して選定した代表のほうが政府の濫りに任命した者より優ることはあきらかである<sup>(19)</sup>。

資格審査委員会内での日本労働代表と日本政府のこのような文書合戦はなおも続けられた。だが、このやりとりは、続ければ続けるほど、藪をつついて蛇を出すの如く、日本国内における労働者階級抑圧の実態が鮮明となり、代表選定方法における日本政府の不当性が浮かび上ってこざるをえなかった。日本政府代表は、自分自身が労働代表であるのは不当なのだからその不当性を認めよ、という松本の奇異な、しかし、理路整然とした論理に次第に追いつめられていった。

だが、この論争に対する資格審査委員会の結論は、日本労働代表にとってはおまぬるいものだった。委員会は11月9日、報告書を公表したが、それはこの問題について次のように結論していた。

「委員会は是等の文書を残りなく点検した。然も日本労働代表の選定については華盛頓會議に於いて既に抗議が提起せられたといふ事実を鑑みて、委員会は将来この国の労働者並に使用者の代表を選任するに際しては、平和条約第三八九条の規定に準拠して産業的団体に協議する事が望ましいと考える<sup>(20)</sup>」

つまり、委員会は、将来において正当な選出方法を求めているが、今回については事実上不問に付したのである。問題は11月18日の総会にもちこまれた。ここで発言を求めたのは労働代表顧問の那須皓であった。彼は、資格審

査委員会が「将来の任命については日本政府が協議すべき労働団体の存在する事を確認するならば、寧ろ委員会としては今次の任命に方りて日本政府の執りたる手続を違法なりと宣言すべきではないか<sup>(21)</sup>」とせまった。これは急所を突いた意見だった。執行猶予をつけるのなら有罪であることを宣言せよという論理である。これに対する資格審査委員会の委員長アゲロ・イ・ベタンクール（キューバ政府代表）の答弁がふるっていた。

「諸君は只今日本労働代表のなしたる抗議をおき、になったでせう。これが日本政府が十分の信義と正義とを以って事を行った何よりの證據であります。何となれば日本政府はその訓令に盲従する如き傀儡を労働代表として選ばなかったから、日本政府は此総会に一人の人を送った。日本政府はその人が政府の意見に反対であり且政府と戦ふために此処に来たることを知りつつも、又その任命によって生ずべきあらゆる結果を予想したるにも拘らず、極めて寛大なる度量を以て彼の敵を此処に送ったのである<sup>(22)</sup>」

アゲロの主張は、官選労働代表松本の「地位の如何にも奇異なる事」（松本自身の表現）を巧みについたものであるにしても、松本や那須が問題としているのは、あくまで日本政府の代表選出における手続上の違法性であったのだから、この発言は「おどろくべき暴言<sup>(23)</sup>」にはちがいがなかった。だが、このアゲロの発言でむしろ注目すべきなのは、日本政府は松本が政府の意見に反対であり、かつ、松本を任命することによって生ずべき結果を予想しえたにもかかわらず、「極めて寛大なる度量を以て彼の敵を此処に送ったのである」と述べている点である。松本という人物がこのような言動を展開するのを予想できたにもかかわらず彼を選んだということと、フタをあけてみたら結果としてこうなってしまった（つまりは人選をまちがえた）ということでは重大な差であるからである。だが、この点はもう少しあとで検討することにしよう。いずれにせよ、資格審査委員会の結論とアゲロの発言によって、日本労働代表の資格はこの総会に関する限りは認められたのであるが、先述のように、労働代表選出問題は第6回総会にいたるまで火種を残していくのである。

第二は、この総会の中心議題となった農業労働問題の議論の中身についてである。先に紹介したように、ILO事務局から提案された8項目の議題の



うち、1日8時間・週48時間労働制を決めた第1号条約を農業労働者にも適用するという第二議題、失業の予防と婦人及児童の保護に関する第三議題、農業労働者保護のための特別措置に関する第四議題、の三議題が直接農業問題にかかわるものであった。農業労働者の組合権の保障は、このうちの第四議題の第三項にふくまれていた。そして、いうまでもなく、この問題こそが、日本国内における農民の組織化に直接かかわり、また、結果として大きな影響を与えたのであった。

だが、実は、この総会でもっとも多く時間がさかれ、一大論戦が展開されたのは、この第四議題ではなく第二議題を中心としてであった。論議に火をつけたのはフランス政府であった。フランス政府は、すでに、総会前の1921年5月13日付の書面で、議題のうちに農業労働時間の統制がふくまれていることに抗議し、この問題を議題から削除することを求めていた。ところが、この政府は、さらに、総会直接の10月7日付で、農業労働時間に関する項目だけでなく、いっさいの農業問題にかかわる項目を議題から削除することを要求する旨をILO事務局に通告したのである。その理由は、要約すると以下の如くであった。

①各国農業は、経済上、社会上、気候の状態及技術状態を異にしており、農業労働者の労働条件について国際的統制をはかるうとしても、有効かつ实际的な規則をつくりえないこと、②ヴェルサイユ平和条約の労働条項には、農業労働者についてなんら明記するところがなく、したがって、平和条約にもとずいてつくられたILOが農業労働問題を討議するのは、権限を逸脱していること、③たとえILOに農業労働問題を論議する権限があったとしても、現在はその時宜ではない。けだし、第一次大戦によって農業生産が荒廃している現下の状況で、農業労働者について新措置をとることは、農業生産力の回復を遅らせることにつながるからである<sup>(24)</sup>。

それぞれ次元の異なる理由をならべたてて農業問題そのものの削除を要求したこの提案は、総会席上でフランス政府代表A・フォンテーヌによって説明されると、激しい議論を巻き起した。もっともきびしくフランス政府を非難したのははかならぬ同国労働代表のR・ジュオーであった。すなわち、フランス政府が農業問題をILOの権限外にあるとするのは口実にすぎない。

かつてヴェルサイユ平和会議の国際労働委員会で、ILO総会の政府代表が二名であるのは一名が農業の利害を代表するためである、と主張したのはフランス政府代表ではないか。また、M・クレマンソーは、ドイツ全権にあてた書面の中で、「農業労働者中ニハ労働組合ヲ組織シ以テ之ヲ代表セルモノアラサルカ故ニ之ニ代リテ国際労働総会ニ於テ彼等ノ利益ヲ代表セシメサルヘカラス<sup>(25)</sup>」と述べているではないか。また、時宜の問題は、ILO総会それ自身によって討議・研究されたうえで決められるべき問題であって、討議に付せられる前から一国政府の勝手な判断によって議題から除かれるべき性質のものではない。

フランス政府代表フォンテーヌに反論を加えたのは労働代表だけではない。コロンビア、チリ、インドの政府代表があい次いでフォンテーヌに反論し、ジュオーに賛成の意見を表明した。フランスと並ぶヨーロッパの「大国」イギリス政府代表A・D・ホールは、ILOが農業問題を論ずる権限をもたないとする説に反論したうえで、農業労働者の国際的立法は実際的でないというフォンテーヌの意見を、次のように難詰した。

「英国ノ農業労働者ハ其ノ数数百万以上ニ達シ而モ其ノ利益カ国際的立法ノ保護ヲ受クル能ハスト為スカ工業ニ従事スル婦女ハ保護ヲ受クルモ国際労働会議ハ農業ニ従事スル婦女ハ顧ミルニ足ラスト為スカ政府代表トシテ何ノ顔アツテカ掃テ此ノ言ヲ公表スヘキ更ニ便宜ノ問題ニ関シテハ労働問題ヲ討議スルカ為現在遠方ノ国々ヨリ態々代表委員及顧問等多クノ来集シ居ルニ拘ラス何等農業上ノ問題ヲ討議スルコトナク徒為ニシテ帰国セシムルコト能ハサルニ非スヤ<sup>(26)</sup>」

農業問題の存否をめぐるこの問題は、翌27日の総会に引きつがれて議論が続けられた。議論のなかで、ベルギー政府代表から、農業問題を一括して討議するのではなく、各議題ごとに分けて削除の可否を決してはどうかという提案がなされた。だが、この提案が成立するためには、フランス政府が疑義を呈している、ILOの農業問題討議の権限の有無に決着がつけられなければならなかった。そこで、次のような決議について賛否が問われることになった。

「総会ハ農業問題ヲ討議スルノ権限ヲ有スルコトヲ認メ且労働理事会ノ

提出シタル会議事項ハ華盛頓総会ノ決議及農業労働者ノ合理的要求ニ適合スルコトヲ認め会議事項第二、第三及第四ヲ存置スルノ適否ヲ順次審議スヘキコトヲ決議ス<sup>(27)</sup>」

この決議は、賛成74、反対20、すなわち出席代表者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成多数をもって可決された<sup>(28)</sup>。農業問題の討議は、ILOの権限にふくまれることがはっきりと確認されたのである。だが、もちろん、議題削除問題がこれで解決されたわけではない。「会議事項第二、第三及第四ヲ存置スルノ適否」が順次討議されなければならなかった。

個別討議のなかでもっとも議論が集中したのは、第二議題、すなわち農業労働者の労働時間統制問題であった。ここでも、もっとも執拗かつ強硬に、この議題を削除するように求めたのはフランス政府代表であった。もう一人のフランス政府代表J・ゴダールは、「農業問題ハ国内問題ニシテ国際問題ニアラス而シテ農業問題ニ関シテ假令本総会ニ於テ如何ナル勧告又ハ條約案カ議定セラレタリトスルモ仏蘭西ハ決テ之ヲ採用セス又ハ実行セサルヘキコトヲ茲ニ公言ス<sup>(29)</sup>」とまで述べて居直った。この問題では、日本の使用者代表田村律之助も演説をなし、日本の如き小規模にして集約的な家族労働を中心とする農業に農業労働者の時間制を導入することは、かえって農家が「経営採算上可成自家労働ノ許ス範囲ニ止メ賃銀労働者ノ使用ヲ節減スル結果ヲ招致スル<sup>(30)</sup>」から、むしろ農業労働者の失業問題を惹き起こすことになりかねない、と述べて第二議題の削除を求めた。イタリア労働代表G・バルデシは田村のこの演説に反発し、「日本政府ハ常ニ政治ニ関スル問題ニ付テハ大国ナリト吹聴シ而モ事産業ノ発達ニ関スルヤ控目ナル態度ヲ保持ス<sup>(31)</sup>」と揶揄した。だが侃々諤々の議論を経て、第二議題の存否についての採決結果は、賛成63、反対39であった。つまり、この議題は $\frac{2}{3}$ 以上の多数の賛成を得られず、結局、第3回ILO総会の会議事項から削除されることになったのである。

これに対して、第三、第四議題の存否については、第二議題ほどには問題にはならなかった。失業防止と婦人及児童の保護に関する第三議題は賛成97、反対17、農業労働者の組合権の保障をふくむ第四議題は賛成93、反対12、それぞれ圧倒的多数の賛成をもって会議事項中に位置されることが決定したの

である。

以上のような経過を経て、第3回ILO総会は第四議題の第三項、農業労働者の組合組織権の保障を議題にするにいたったのであるが、ここで注目しておきたいことは、この問題が、議題として存置されることに最も反対が少なかったということについてである。もちろん、第四議題には、この問題のほか、農業技術教育、農業労働者の居住条件・災害・疾病等に対する保障問題もふくまれていたから、先の採決票数（賛成93、反対12）がただちに第四議題の第三項のみに対する各国代表の態度を反映したものとはいえない。だが、少なくとも、仮にこの第三項のみが単独に採決されていたとすれば、この反対数はもっと減っていたであろうことは確実である。実際、後述するように、農業労働者の組合組織権の保障を条約化した決議案の採決は、賛成92に対して反対は5にすぎなかった。また、総会に先立って、組合権を承認する条約案を作成すべきかどうか、というILO事務局の質問書に対して、各国政府の回答は、賛成の政府13、農業労働者はすでに組織権を有しているから条約は不要だとする政府1（デンマーク）、主義は賛成だが作る必要なしとする政府1（インド）、賛否を明らかにしない政府7であった。農業問題の存置に猛烈に反対したフランス政府でさえ、この問題に関する限り賛成を表明したグループに属している。明確に反対の意志を表明した政府はインドのみであったが、それとて、主義は賛成という言訳を付さなければならなかった。この問題に無条件に反対を表明しえた政府は存在しなかったということである。

上述の事実は、第四議題の第三項目が、第二議題のように、いわば直接的に社会法的内容規定をもつ性格のものとは異なって、むしろ、結社自由の原則という市民法的な性格をもつ要求として提案されていたということと無関係ではない。そのことは、ILO事務局が作製したこの議題についての趣旨説明のうちに明確にあらわれている。そこでは、次のように述べられている。

「農業労働者カ各国ニ於テ組合権ヲ獲得シタルハ十九世紀中ノコトニシテ今ヤ大多数ノ諸國ハ法律ヲ以テ此ノ権利ヲ認めテ独平和条約亦十三編ノ前文ニ結社自由ノ原則ヲ承認スルコト現今ノ労働状態改善ノ一手段ナル旨

ヲ記載シ第四百二十七条ニ使用者又ハ被用者カ一切ノ適法ナル目的ノ為結社スルノ権利ヲ以テ国際連盟ノ政策ヲ指導スルニ適切ナルモノナルコトヲ宣言シタリ然ルニ国ニ依テハ農業労働者カ結社自由ニ関スル権利ヲ実行シ得ル範圍今日尚制限セラルル如ク思惟セラルルモノナキニ非ス(中略)從テ対独平和条約ノ趣旨ニ遵ヒ一般農業労働者ノ為ニ結社ノ自由ヲ承認スルノ必要アリ是本件ヲ議題中ニ加ヘタル所以ナリ<sup>(32)</sup>」

上述のように、農業労働者の組織権は、結社自由の原則の課題として、したがって、それは20世紀の新たな課題というよりも、旧世紀に提起されて実現されなければならなかった課題として、とらえられている<sup>(33)</sup>。そもそも、政府、使用者代表とともに、各国の労働者が一同に会してILOなる世界機構を形成することが可能な必要条件是、それぞれの国内において、少なくとも形式的にでも結社の自由の原則が確立されていることが基本的な前提とされているわけであるから、この原則に反対しえないのは当然であった。日本政府に欠如していたのは、このような「世界の趨勢」への認識であった。それは、農業問題をいかに認識するか以前の問題であった。ILO第3回総会で、日本政府が、最大の焦点となった第二議題においてではなく、この結社の自由の問題で孤立したことの根本的原因はここにあるといつてよい<sup>(34)</sup>。

さて、第四議題第三項は、ILO事務局によって、具体的に次のような條約原案が起草されていた。

本條約ヲ批准スル各締約國ハ其ノ領土内ニ使用セラルル農業労働者ニ対シ工業労働者ト同様ノ組合権ヲ与ヘ且農業労働者ニ関シ該權利ヲ制限スル立法其ノ他ノ措置ヲ撤廃スルコトヲ約ス<sup>(35)</sup>

この原案に対して、日本代表は次の二点に関して発言した。第一は、総会に先立っておこなわれた農業問題第三委員会における使用者代表田村の発言<sup>(36)</sup>で、彼は、「急激ナル社会立法ハ生産ヲ減少」することになるから組合権の保障は漸を以て進むべきだとして、原案を條約の形式をとらずに勧告にすべきだという意見を述べたのである。この意見は日本労働代表松本の反論を招き、更に、インド労働代表N・ジョシから「組合権ヲ保障スルコトカ生産ヲ減ストハ初メテ聞ク所ノ新説ナリ<sup>(37)</sup>」と、これまた擲論されている。この委員会での條約か勧告かの採択は、16対13で、結局、條約案として総会に提出

されることが決まった。

第二は、いうまでもなく原案中にある「農業労働者」の解釈をめぐる問題である。松本は、委員会では、「日本ニハ多数ノ小作農アリ其ノ社会的經濟状態ハ之ヲ賃銀労働者ト同視スヘキモノナリ此等小作農ノ地位ヲ向上スル唯一ノ道ハ之ヲシテ組合ヲ作成シ其ノ利益ヲ主張セシムルニ在リ然ルニ原案ニハ唯「農業労働者」トアリテ其中ニ「小作人」ヲ包含スルヤ否ヤ疑ヲ生スルノ虞アルカ故ニ原案ニ相当ノ修正ヲ加ヘテ此ノ点ヲ明瞭ナラシムルヘシ<sup>(38)</sup>」と要求した。だが、松本のこの修正意見は、日本国内に対してはともかく、列席の各国代表にとってはいわずもがなのことであつた。そもそも、総会に先立ってILO事務局から発せられた「農業問題に関する質問書」の前文では、「小作人と小なる自作農は同時に賃銀労働者及独立労働者の区分に入る<sup>(39)</sup>」と、明確な定義が与えられていたのである。そして、延々と議論された先の第二議題の討議自体がこの定義を前提におこなわれていたのであつて、フランス政府が、農業問題を討議することにあれほど激しく反対したのも、農業労働者がフランスでは「小農ニ該当スル言辞<sup>(40)</sup>」であると理解したうえでのことだったのである。だから、松本の発言は、農業問題第三委員会ではむしろ意外に受けとられたのであろう。イギリス労働顧問ドナルドソンは、松本に、「所謂農業労働者中ニハ小作農ヲ包含スルコト勿論ニシテ何等疑ナキ所ナレハ別ニ文句ヲ修正スルノ必要ナキニ非スヤ<sup>(41)</sup>」と論じている。だが、松本は、あくまで修正に固執した。この修正が、列席の各国代表にとってはほとんど意味のないことであつたとしても、彼の国内では重要な意味をもっていることを知っていたからである。この修正は満場異議なくおこなわれた。こうして「農業労働者」は、小作農を包含することをより明確にするために「農業ニ従事スル一切ノ者」(all those engaged in agriculture)という表現になつたのである。委員会では、この「小さな」修正のほか、いくつかの修正が加えられて、条約案が総会に提出された。

だが、日本政府代表は総会でこの「小さな」修正を蒸し返したのである。岡本英太郎はILO事務局の原案には賛成だが、修正案では、「適用ノ範圍斯克拡大セラレ日本政府訓令ノ外ニ出ルニ至リタル上ハ條約案採決ニ方リ賛否ヲ留保スルノ外ナシ<sup>(42)</sup>」として、原案に復活するならば悦んで賛成する、

と述べたのである。だが、先述のようにもともと原案も修正案も同じ内容に解されていたのだから、これはまったく場ちがいの演説だった。岡本は、原案と修正案が異なる内容をもつという自己流の新解釈を加えたうえで、原案に戻すのなら賛成できるとしたのである。松本はただちにこの再修正案に激しく反論した。「日本ニハ農業労働者中純然タル賃銀労働者ハ比較的少数ナルニ反シ小作小農ノ数ハ百五十万人以上アリ其ノ地代ヲ支払ヒテ手許ニ残ル所ハ工業労働者ノ収入ニ比シ更ニ菲薄ニシテ其ノ社会的地位低ク如何ニシテモ之ヲ農業労働者ト認ムルノ外ナシ<sup>(43)</sup>」と。松本のこの発言は「満場の拍手をあげた<sup>(44)</sup>」という。

日本政府にとって、さらに災厄だったのは、岡本の演説が再修正案と受けとられて採決に付せられたことであつた。当然のことながら、岡本を支持する票はまったく投ぜられなかった—日本政府代表の2票と使用者代表の1票を除いては。日本政府は単に孤立しただけでなく醜態をも演じてしまったのである。日本の使用者代表顧問としてこの総会に出席していた東大教授佐藤寛次は、「此の如き修正案の成立すまじきことは明瞭とすれば、何故に政府は簡単に「宣言」としなかつたであらうか。予は会議の当てもかく思ひ、今日に於ても尚かく思ふて居る<sup>(45)</sup>」と、臍をかむ心境を吐露している。日本農民組合の創立者の杉山や賀川が、ILO総会における日本政府の対応を、「大狼狽」だとか「大醜態」だとかいう表現で酷評しているのは、このようなぶざまな対応によるところもあつたであろう。いずれにせよ、「農業労働者ノ結社及組合ノ権利ニ関スル条約」案は、最終的に、賛成92、反対5、棄権2をもって可決採択されたのである。日本代表の投票行動は、三つに分かれ、労働代表は賛成、使用者代表は反対、そして政府代表は棄権であつた。

#### IV 第3回ILO総会の歴史的意義—結びにかえて—

さて、この第3回ILO総会で堂々の発言を展開し、日本政府自身が任命し、しかも、日本政府に「ILOのもたらした災厄を、嫌というほど味あわ<sup>(46)</sup>」せた、労働代表松本圭一とはどのような人物か。第3回ILO総会に関する諸報告や諸論文では、簡単な肩書きが付された彼の名前は必ず確認されるも

の、また、総会における彼の活躍ぶりは確認されるものの、これらにみえる松本という名は、あたかも第3回ILO総会の代名詞の如くであり、この人物がどのような経歴と思想・人格を備えた人間であるのか、どのような経路で彼が日本労働代表に選ばれることになったのか、具体的なことは不明である。つまり、松本圭一という人間は、これまでみてきたように、ILO総会できわめて重要な役割を果たしていることが確認されているほどには、この人物の全体像は確認されていないことが多いのである。筆者は、この人物を具体的に明らかにすることが、本稿の課題からして1つの重要なポイントと考えるものであるが、結論からいうと、彼についてはきわめて断片的な事実しか拾い集めることができず、具体的な彼の人間像を浮かびあがらせることはできなかった。しかし、それにもかかわらず、これらの寄せ集めの事実のうちにも、本稿にとっては見逃しえない論点がいくつか含まれている。筆者が知りえた範囲内の松本圭一に言及しつつ、必要な論点を指摘しておきたい。

筆者が松本について知りえたのは、彼が1912年に東京帝大農科大学を卒業したあと、宮崎県茶臼原に石井十次の経営する岡山孤児院を訪ねたところからである。石井十次とは、いうまでもなく、明治期の代表的な社会事業家であり、わが国で最初の大規模な孤児院である岡山孤児院を岡山市に設立した熱烈なキリスト教徒であった<sup>(2)</sup>。1894(明治27)年からは、農業植民のため宮崎県茶臼原の開墾に着手し、孤児養育の主な施設を宮崎県へ移し、ここで大原孫三郎らの援助を受けながら孤児院経営と開墾事業にあたっていた。松本がこの石井にひかれて茶臼原を訪れたのは、1913年であった。この年の石井の日誌には次のようにある。

「12月18日 木 晴 星島二郎君ノ紹介ニテ農学士松本圭一氏(静岡県志多郡大富村)来院々内一巡シテ帰ラル」

「12月20日 土 晴 松本圭一氏再ヒ来院セラル今回ハ数日間院内ニ滞在セラル、筈」

「12月21日 雨 (岡山孤児院茶臼原分院報告) 礼拝 午前十時開会 松本農学士旅行の感を語られ西内氏マリヤとヨセフの性格に就て語る<sup>(3)</sup>」

だが、このとき、石井はすでに死の床にあり、翌年1月30日、49才でこの茶臼原で永眠した。松本が茶臼原に定住するようになったのは石井の死後だ



ったのである。上述の日誌に出てくる「西内氏」とは西内天行(香)のことであろう。彼の石井伝「信天記」も、石井の死の直前の松本の孤児院訪問に触れつつ、わずかに松本を次のように語っている。

「松本君は大正元年駒場の農科大学を卒業し、早くも東九州巡遊を憶ひ樹つに到った。君は洗礼を海老名弾正氏に受け、亦内村鑑三氏の信仰に私淑したる、精純無垢の基督者なるが故に、クリスチャンたる有吉知事を有し、亦クリスチャンたる石井君を有する古国日向は君の巡遊熱を高むるに力あった。君は十二月十九日前後に来て、クリスマス後乃ち一週間を過して宮崎に距られた。其間に石井君にも面接し、始めて掛けられる基督教的農村の建設に対し、大に共鳴するものがあって何とかして之を理想的に成就したしとの希望を有するに至った人である。故に石井君永眠後記念事業の第一に数ふ可きは、松本君を中心としたる農場学校の経営である<sup>(4)</sup>」

松本は1914年から茶臼原に身を投じた。西内前掲書によれば、茶臼原に農場学校が創始されたのは、松本が来てからのことであり、学校の経営を松本に囑したのは、石井の死後、彼の事業を引き継いだ大原孫三郎であった。

いずれにせよ、松本に与えられているいくつかの断片的な人物評価は、彼が「非常に真面目なクリスチャン<sup>(5)</sup>」であり、「意思強固なクリスチャン<sup>(6)</sup>」であるということと共通しているが、それ以上のことはわからない。

さて、松本が茶臼原に住みつくようになってから1921年の第3回ILO総会の労働代表に任命されるまで7年間、彼はここで自ら農業労働に従事しながら、農場学校の経営にあたったことになるが、この松本に眼をつけたのは誰か。これを直接確定しうる文献はみあたらない。だが、朝日新聞記者関口泰は、農商務省農務局が「人選を農科大学某教授に依頼<sup>(7)</sup>」したと書いており、那須皓は、日本政府が「石黒さんの進言を容れて<sup>(8)</sup>」松本を労働代表に選任したと述べており、さらに「石黒忠篤伝」は、那須を労働代表の顧問に起用したのは石黒農政課長の人選によるものだった、と書いている<sup>(9)</sup>。確証することはできないが、筆者は、関口のいう「農科大学某教授」を那須であろうと推定する(もっとも、那須は当時助教授だったが)。そうだとすれば、那須が石黒の依頼をうけて松本を推せんし、石黒がこれを取りつぎ、農商務省が石黒の「進言を容れて」松本を任命したという関係がなりたつ。こ

の推定は、一方で、石黒と那須が個人的・思想的なレベルでも、また政策的にもきわめて親密な関係にあったということ<sup>(10)</sup>、他方で、那須と松本が「前から懇意<sup>(11)</sup>」であって、事実、那須が労働代表顧問となったのは松本の希望もあったということ、などからしてほぼまちがいないことと思われる。つまり、ここでは、石黒—那須—松本というルートが成立するのである。

だが、このルートこそは、石黒の上司の岡本農務局長及び山本農商務相、そして、結局は、日本政府にとって、先述の如き災厄を招いたみなもとであった。その意味では、日本政府が、労働代表松本とその顧問那須を任命することによって生ずるべき結果をあらかじめ予測しえたにもかかわらず、「極めて寛大なる度量を以て彼の敵を」ILO総会に送りこんだのだ、という先のキューバ政府代表アゲロの発言は、明らかに事実を反する。那須は、「私は松本代表とともに、日本政府の見解とちがった立場を主張したために『けしからん。那須はアカくなった。大学なんかやめさせてしまえ』というような議論が出たそうです。その紛議に関する報が日本に来たときに、時の農商務相である山本達雄氏は憤ぜんとして、部屋の中を電報をもって歩き廻っていたそうであります<sup>(12)</sup>」と述べているが、山本のこのような激怒は、日本政府の期待が裏切られたゆえにこそ生じたものである。

問題は、石黒農政課長である。彼は、松本・那須任命の、最終的な責任者ではないが、直接的な責任者である。彼もまた松本・那須を任命することによって生ずるべき結果をまったく予測しえなかったのかどうか。結論からいうならば、石黒が、山本農商務相らと同じレベルで、ILO総会で生ずべき事態を予測しえなかったなどは考えられないことである。むしろ、逆に、松本・那須の先述のような言動を十分に予想したにもかかわらず（予想したうえで、と表現するほうがあるいは正確かもしれない）、彼らを任命したということがができる。その意味では、アゲロの発言は、松本・那須任命の直接責任者である石黒に関する限り妥当する。石黒自身がアゲロと同じようなことを言っている。山本農相がILO総会での松本・那須の言動を聞いて激怒したとき、石黒は次のように言って、大臣をなだめたという。「政府の方針に反するような代表を選任したということは、これは日本政府の選者が公平無私で、当をえていたということの証拠ではないか<sup>(13)</sup>」と。石黒はまた、1922

年2月6日の小作制度調査委員会第6回特別委員会の「農業労働会議経過報告」でも、同じことを次のように述べている。

「松本代表ノ意見ガ政府代表ノ意見ト何時モ同一デアルト云フ様ナ労働代表ヲ出シタソレバソレコソイケナイノデアル、松本代表ガ総会ニ於テ労働者ラシイ意見ヲ出シタカラ政府ニハヤリ悪イガ結局総会ニ於テ資格審査ヲナス場合ニヨカッタノデアリマシテ政府ノ意見ト異ル自由ナ意見ヲソレ丈ケ充分ニ出ス様ナ労働代表ヲ日本政府ハ誠意ヲ以テ委員ヲ出シタト云フ事ガ労働代表ニ認メラレタ所以デアリマセウ、私モ岡本代表ト共ニ労働代表選定ノ議ニ参加シター人デスガ少シモ悪イト思ハヌノミカヨクット寧口誇ヲ感ジテ居マス<sup>(14)</sup>」

これは、アゲロの論理とまったく同じである。「政府ノ意見ト異ル自由ナ意見ヲソレ丈ケ充分ニ出ス様ナ労働代表」を選定したというのは、石黒農政課長にとっては真実だったのである。また、那須に関していえば、石黒が那須の農業・農村問題についての学説を知らない筈はない。しかるに、その那須はといえば、明らかに「小作農＝労働者論に立脚していた<sup>(15)</sup>」。「農民の大多数は企業者であると同時に労働者である。小作細農の如きは何等企業的利潤を受くることなく（万一其の生ずる場合には直ちに高められたる地代となって吸収し去られる）、其の得る所は極めて低廉なる労働報酬に過ぎざるが故に、本質的には之を労働者と目すべきものである<sup>(16)</sup>」というのが那須の主張である。このような学説をもつ那須が、先述の「農業労働者」の解釈問題にどのような対応を示すかは容易に想像できることである。

つまり、石黒は、松本・那須の選定をまかされたときから、明らかに「確信犯」であったと考えられるのである。

石黒は、1920年11月に農商務省内の大臣諮問機関として設置され、翌21年から本格的に審議が開始された小作制度調査委員会の幹事として、まず何よりも小作組合法の制定のための審議を委員会に要求していた。「小作関係ヲ契約自由ト云フ名ノ下ニ今ノ儘ニシテ置クナラバ小作人ニ対シテハ組合ハ大ニ必要」であり、「既ニ相当ニ発達セル小作組合ヲ法律ヲ以テ認メ発達セシムル方ガ適当デ且便宜デアル<sup>(17)</sup>」というのが石黒の認識であった。だが、このような認識は多数を占めるには至らなかった。1921年5月に開かれた第3

回特別委員会で、石黒に真向から反対した齋藤宇一郎委員（衆議院議員、秋田の100町歩地主）の意見は、多数派の代表的なものであった。彼は小作組合法の制定が不可であることの理由を次のように述べた。

「日本ノ農業組織ハ特殊ノモノデアルカラ小作人ハ労働者ニ非ズト見テ居リ只僅カニ作男作女ガ労働者デアルケレドモ是レ亦家族的ノモノデ真ノ労働者デハナイトシテ組合ヲ認ムベキヤ否ヤハ全ク未定ノ問題トセラレテ居ル然ルニ進ンデ小作人又ハ農業労働者ト看做サルベキモノノ組合ヲ認ムルナラバ日本ノ農業組織ヲ根本ヨリ覆スコトトナル」「昨今ノ新聞紙上ニモ国際労働会議ニ於テ大体例外ノ主義ガ載セラレテアルガ此主旨テ行クベキモノデ本邦ノ農業ノ特殊性ヲ忘レナイデ小作組合法ヨリハ小作法ノ研究ノ方ガ至当ダト思フ」「時勢ガ進ミ凡テノ労働者ガ組合ヲ組織スル時代ニナツタラバ小作組合モ宜シイ今日ニ於テハ日本ノ小作人ハ一種ノ企業者ト見タ方ガ宜シイト思フ故ニ大体論ヨリ云ヘバ小作組合法ノ制定ハ之ヲ不可ナリトスルモノデアル<sup>(18)</sup>」

石黒は、この意見に対して、私がいま問題にしているのは労働組合のことではなく、「小作条件ノ改善ヲ主トシテ主張スル小作人団体<sup>(19)</sup>」のことであるから、労働組合とは区別して小作組合法を討議してもらいたい、と防戦しているが、この反論は歯切れが悪い。日本農業の特殊性をことさら強調し、ILO総会でも「例外ノ主義」でいくべきだとする齋藤の意見自身が、先述のように、日本政府の見解にほかならなかったからである。

だが、これから約半年後に開かれたILO総会の経緯は、このような多数派の農業問題認識に一つの風穴をあけることになった。日本の支配層の多数派の意見は、少なくとも第一次大戦後の「世界の大勢」からみて国際的に通用しない社会認識に立脚していることが闡明にされたのである。そして、そのことは、冒頭に述べたように、賀川豊彦や杉山元治郎らに日農結成の契機を与えたのと同時に、農商務省内の少数派である石黒忠篤の小作組合法制定の主張に新たな「国際法」的な根拠を与えることになったのである。そして、重要なことは、かかる根拠をひきだす作業そのものに、石黒は、那須一松本を通して、第3回ILO総会を媒介として、加担したのであった。石黒が「確信犯」であるというのは、以上のような意味においてである。

しかし、それにもかかわらず、石黒の小作組合法制定の主張は、小作制度調査委員会でも、ましてや、農商務省内全体でも、支配的なものにならなかった<sup>(20)</sup>。小作組合法制定は、1921年6月の小作制度調査委員会第4回特別委員会で棚上げにされ、さらに、第3回ILO総会後の第6回特別委員会(1922年2月)でも議題としては掲げられるが審議にさえ至らず、問題となっていた小作法案さえ棚上げにされて、まず小作調停法の制定が先行されるべきであるという意見が大勢を占めるに至ったのである<sup>(21)</sup>。「世界の大勢」は、農商務省の諮問機関の潮流を変えることができなかったのである。

こうして、石黒の、「既ニ相当ニ発達セル小作組合法ヲ法律ヲ以テ認メ発達セシムル」ために小作組合法を制定するという構想は、第3回ILO総会のインパクトにもかかわらず、農商務省内においては、多数派を形成することなく潰え去った。だが、石黒がILO総会に仕掛けた装置は、別のところで展開することになった。いうまでもなく、先に述べた日本農民組合の結成がそれである。「既ニ相当ニ発達セル小作組合」は、賀川、杉山らによって創立された日本農民組合として横断的に結合されて、成長・発展していくことになったのである。そして、石黒がみずから確信をもって選定した官選労働代表松本圭一とその顧問那須皓自身も、直接的に、この初期日農の活動にかかわっていた。松本は、1923年10月の日農岡山県連の旭東聯合会設立大会で、「農民の結社及び組合の権利」と題して記念講演をなし<sup>(22)</sup>、また、1925年6月にも、杉山元治郎とともに、那須・松本が新生協会の講演会に列席していることを確認することができる<sup>(23)</sup>。松本・那須は、ILO総会の言動を通じて日農の創立を間接的に促しただけでなく、帰国後の彼らは、直接的にこの運動にかかわったのであった。

たしかに、第一次大戦後に農商務省内にあらわれた「石黒農政」と称される農政上の新潮流は、それまでの伝統的農政と農村支配のありかたに大きな修正を加えようとする方向をもっていた。それは、ILOの創設に象徴されるような、第一次大戦後における帝国主義列強諸国間の協調路線の力を援用しながら、日本国内において体制の一定の「近代化」をはかり、安定的な国民統合をめざすグループであった。しかし、それは、彼ら自身の属する官僚機構の中では傍流にすぎなかった。彼らは、自ら構想した政策を国家権力が

正当に認知する政策にまで仕立てあげることはできなかったのである。石黒と極めて親しい間柄にあり、彼から思想的な影響をうけ、さらには、日農創立計画において一時は会長候補として名前のあがったこともある有馬頼寧は、石黒が農政課長に就任したとき、「農政課の空気は従来と大に異なるべきものあるべく殊に其思想に於て極めて急進的なる石黒氏を課長とすることは日本の農政上大に喜ぶべき事なり」としながらも、「唯如何なる程度氏の力の及び得るやは疑問たるべし<sup>(24)</sup>」と書いている。正鵠を射た評価であろう。だが、この新潮流は、国内に澎湃として生じつつあった社会改造運動の一翼としての、自主的な農民運動に連動していった。第一次大戦後の「世界の大勢」は、農民問題に即していえば、何よりもまず、初期日農によってうけとめられたのである。

#### 〈付記〉

本稿の作製にあたって、宮崎県立図書館及び大阪市立大学の柴田善守氏に松本圭一について教を乞うところがあった。記して謝したい。松本のことについては、なお不明のことが多いが、今後の調査課題としたい。

#### (註)

##### I

- (1) 外務省『同盟及聯合國ト独逸国トノ平和条約竝議定書』339～340頁。
- (2) 矢田俊隆編『東欧史(新版)』参照。
- (3) この点、竹村民郎氏の表現を借りるならば次のようにならう。「きわめて注目すべきことは、支配体制転換構想の環ともいうべきブルジョア的な農業綱領を提起するための主観的・客観的条件は、日本資本主義の発展にともない急速に成熟しつつあったということである。さらにいうならば、提起さるべき農業綱領の内容の核心をなす土地制度改革の問題は、たんにわが国固有の問題としてあったのではなく、一九二一(大正一〇)年一〇月開催の第三回国際労働会議が農業会議といわれたことに象徴されるごとく、まさに世界資本主義体制の再編成にかかわる問題として提起されていたのである。」「地主制の動揺と農林官僚—小作法草案問題と石黒忠篤の思想—」「近代日本経済思想史」I, 所収。

##### II

- (1) 農商務省農務局『地主小作人組合に関する調査』(大正15年)。
- (2) 一点のみ指摘しておく、冲天の勢いをもって増加した日農支部と組合員は、日農

それ自身の目的意識的な組織拡大の努力によって獲得されたのではなかったということである。むしろ、すでに全国各地に小作争議を契機として自然発生的に簇生していた幾多の小作組合が、日農という大きな傘を求めてドッとなだれこんだというのが実相に近いといえよう。この点は、昭和初期において、日農の拠点であった香川の壊滅のあとをうけて、農民の意識的組織化のために苦心惨憺していた前川正一が次のように述べている如くである。「(大正)十年十一年は左程計画的に組織を未組織に延ばす努力はなかったにも拘らず旧日本農民組合は躍進的に発展した。地主××が意識化してゐなかつたとも云ひ得るし、運動全体が自然発生的な躍進性を以て進展して行ったとも云へる」(『左翼農民運動組織論』113頁、昭和6年)。

- (3) 農民運動という用語が、労働運動とともに階級闘争としてのいみあいをもって使用されるようになるのは、1920年代も後半のことのようである。この時期には、農民運動ということばは、一般的には地主をもふくむ農業生産に従事するものの運動として用いられていた(協調会『社会運動の状況』昭和八年)。そのいみでは、日農結成の意義は、小作運動の「農民運動」からの分化=新たな農民運動の自立、という脈落においてとらえることができよう。
- (4) 農民組合運動史刊行会編『農民組合運動史』に寄せた石黒忠篤の「序文」に次のようにある。「私が始めて賀川豊彦君と会ったのは、君が神戸から上京した際、一夕共に有馬頼寧君から青山の宅に招かれた時であった。其の時出たばかりの処女作『死線を越えて』の一本を貰い且つ『農民組合』に付ての意見を聞いた。たしか小平権一君も同席だったと憶う」
- (5) 農商務省農務局『小作制度調査委員会特別委員会議事録 其ノ二』13頁。石黒はこの話を、1922年2月の小作制度調査委員会の第六回特別委員会の席上で披瀝している。なお、賀川が印税の大部分を日農の組織化のために投入したということについては、杉山も次のように述べている。「農民運動でも賀川の『死線を越えて』の金が入ったからこそできたんですよ、あの当時金を貸してくれるものがなかったらできなかった。賀川はずいぶんそういう金を貸してくれました。」(安藤良雄編著『昭和経済史への証言』上、159頁)
- (6) 沖野岩三郎『日本基督教界の新人と其事業』(『雄弁』大正7年11月号)、ただし、杉山元治郎『土地と自由のために』からの重引。
- (7) 沖野岩三郎『八瀬浦物語』(昭和18年)234～5頁。
- (8) 『新民』第15編第9号(大正9年9月号)。なお宮崎隆次氏もこの一文に注目し、杉山の「初期の活動には新型の地方改良運動であると受け取られる要素が多々あった」と指摘している(『大正デモクラシー期の農村と政党』『国家学会雑誌』第93巻7・8、9・10、11・12号)。ついでに指摘しておけば、日農結成前後の農民運動の指導者の多くは、このような地方改良事業家タイプや地方農村における生産力向上に挺身する精農型の農民によって担われていた、ということを一般的に検出しようように思われる。この点は、1920年代後半以降昭和恐慌過程の農民運動の指導者とはその型を異にしている。詳しくは別稿で述べる。

- (9) 前掲「土地と自由のために」47～49頁。
- (10) 前掲宮崎隆次論文。とはいえ、日農結成以後の農民運動が、ただちに系統農会的な性格を払拭したわけではなかった。日農の機関誌「土地と自由」の初期の号には「農芸欄」なるものが設けられ、「五倍増収杉山式南瓜栽培法」だとか「水稻改良若種作法」だとかの「農会報」なみの記事が相当な紙面を割いている。この点は註(8)の指摘ともかかわる。
- (11) 註(6)参照。
- (12) 前掲「土地と自由のために」157頁。
- (13) 同上同頁。
- (14) 高崎宗司氏は、1921年が農民運動を始めるのに絶好の年であったことの積極的理由に、①第3回ILO総会の開催、②ロシア革命の日本農村への影響、③賀川の主体的条件(川崎・三菱造船所争議敗北後の労働運動からの離脱、膨大な印税収入など)、④小作争議の爆発の高揚、を挙げている(「日本農民組合成立」『地方史研究』111号)。これらの理由は、日農結成の条件としていずれも重要なものであるが、それぞれは異なったレベルのものであり、問題なのはそれぞれの条件相互の媒介的關係である。本稿では、日農結成の直接的契機として、高崎氏の挙げた①を重視するものであるが、それは他の条件を無視するからではない。
- (15) 杉山「日本農民組合成立」(日本労働同盟機関誌「労働同盟」大正11年2月号)
- (16) この点、鈴木正幸氏は、より一般的に「農村改造」論の問題として次のように指摘されている。「農村改造論も、他の改造論と同様、第一次大戦の終結による世界的改造機運に刺激され、その一環として登場してきたものであった。したがって、日本国内の種々の政治的社会的改造は、世界改造と深い関連をもつものとして認識されていたのであった。そしてそのことは、また国際社会の改造動向を日本にとりこもうとする意識を強く働かせることになった。一国の改造を国際的視野のなかでおこなおうとする傾向、これが大戦後の改造論のすぐれて特徴的なことであった。」(「大戦の終結と農村問題—農村改造とその国際的視野—」、『歴史公論』第3巻11号)。

### III

- (1) 外務省「第三回国際労働総会報告書」1～2頁。
- (2) 佐藤寛次編「国際農業労働会議概観」25～26頁参照。
- (3) 東畑精一「米」67頁。
- (4) 農商務省農務局「本邦農業ノ概況及農業労働者ニ関スル調査」は、農業問題が第3回ILO総会の議題となることとなったこの段階での調査である。
- (5) 中山和久「ILO条約と日本」参照。
- (6) この質問書は極めて詳細なものであるが、その全文は前掲「国際農業労働会議概観」に収められている。
- (7) 『東京朝日新聞』大正10年4月28日。
- (8) 「締約國ハ其ノ國ニ於テ使用者又ハ労働者ノ最能ク代表スル産業上ノ団体カ存在ス



ル場合ニ於テハ該団体トノ協議ニ依リ各民間代表委員及其ノ顧問ヲ任命スルコトヲ約ス」(前掲「同盟及聯合國ト独逸國トノ平和条約並議定書」)。

- (9) この経過については、神戸大学経済経営研究所編『新聞記事集成 労働編第11巻国際労働会議』参照。
- (10) 白柳秀湖『明治大正国民史 大正概論』(昭和13年)420頁。
- (11) 関口泰「労働代表選定の重要」(朝日新聞社『国際労働会議と日本』大正13)。
- (12) 『東京朝日新聞』大正10年1月9日。
- (13) 同上 大正10年1月14日及び1月20日。
- (14) 同上 大正10年8月4日。
- (15) 横田英夫「現下の農民運動」(大正10年)54頁。
- (16) 同上56頁。
- (17) 原文は、関口泰「労働団発展の機運 労働代表資格問題(一)」(『大阪朝日新聞』大正11年2月13日)によった。
- (18) 同上関口論文(一) (『大阪朝日新聞』大正11年2月14日)。
- (19) 同上。
- (20) 同上関口論文(二) (『大阪朝日新聞』大正11年2月16日)。
- (21) 同上関口論文(三) (『大阪朝日新聞』大正11年2月17日)。
- (22) 同上関口論文(四) (『大阪朝日新聞』大正11年2月18日)。
- (23) 中山和久前掲書99頁。
- (24) 外務省編『第三回国際労働会議報告書』59-60頁。
- (25) 同上64頁。
- (26) 同上65頁。
- (27) 同上69頁。
- (28) この議決の法制上の規定は、平和条約第402条である。すなわち、ILO「加盟国の政府は議題に或事項を含む事に対し正式に抗議する事が出来る」が、「総会に於て出席代表者の三分の二の多数がこれを審議する事に賛成の投票を為したる時は議題より削除する事が出来ない」。
- (29) 前掲『第三回国際労働会議報告書』74頁。
- (30) 同上80頁。
- (31) 同上同頁。なお、バルデンは田村の演説を日本政府のもと勸ちがいをしている。
- (32) 同上183頁。
- (33) ただ、こうはいても、この問題は、結社の自由という市民的自由権と団結権を中心とする労働基本権が、法構造上、どのような連関を有しているかという難問をふくんでおり、さらには、市民法と社会法の接点という大きな理論的問題につながっている。この問題を正面から展開することは、筆者のよくなしうところではないが、ここでは、さしあたり、ILO事務局の説明が、労働基本権としての団結権よりも市民的自由としての結社の自由の側面に重点をおいてなされている、ということを確認するにとどめたい。なお、この問題については、渡辺洋三『現代法の構造』、有泉享「労

働基本権の構造」(東京大学社会科学研究所編「基本的人権の研究5 各論II」)など参照。

- (34) 第二次大戦後においても、ILOと日本政府との関係で、最大の論点になったのが、この問題、すなわち、結社の自由・団結権を定めたILO87号条約批准問題をめぐってであったことは周知の如くである。
- (35) 前掲「第三回国際労働会議報告書」184頁。
- (36) この委員会には日本政府代表は出席していない。
- (37) 前掲「第三回国際労働会議報告書」186頁。
- (38) 同上185頁。
- (39) 前掲「国際農業労働会議概観」42頁。
- (40) 同上58頁。
- (41) 同上186頁。
- (42) 同上188頁。
- (43) 同上188～9頁。
- (44) 中山和久前掲書100頁。
- (45) 前掲「国際農業労働会議概観」274頁。

#### IV

- (1) 中山和久「ILO条約と日本」97頁。
- (2) 石井十次に関する文献・史料は少ない。さしあたり、西内天行の石井伝「信天記」、柿原政一郎「石井十次」、柴田善守「石井十次の思想と生涯」など参照。また、石井記念友愛社から「石井十次日誌」が刊行されている。
- (3) 前掲「石井十次日誌(大正二年)」197頁。
- (4) 前掲「信天記」752～3頁。
- (5) 那須「脱俗した信念の人」(「石黒忠篤先生追憶集」136頁)。
- (6) 関口泰「労働代表選定の重要」(朝日新聞社「国際労働会議と日本」12頁)。
- (7) 同前同頁。
- (8) 前掲「石黒忠篤先生追憶集」136頁。
- (9) 「石黒忠篤伝」73頁。
- (10) 同上参照。
- (11) 前掲「石黒忠篤先生追憶集」137頁。
- (12) 同上同頁。なお同様な指摘は、「石黒忠篤伝」161～2頁にもある。
- (13) 同上同頁。
- (14) 農商務省農務局「小作制度調査委員会特別委員会議事録 其ノ二」5頁。
- (15) 村上保男「日本農政学の系譜」157頁。
- (16) 那須皓「農村問題と社会理想」(大正13年)364～5頁。
- (17) 農商務省農務局「小作制度調査委員会特別委員会議事録 其ノ一」20頁。
- (18) 同上20～21頁。

(19) 同上同頁。

(20) この時期の農商務省は、農務局農政課の動きにみられるように、一部に、第一次大戦後の「進歩的」潮流が表われてはいたが、省全体の潮流は、労働組合法をめぐる内務省案との対抗にみられるように、きわめて「伝統的・保守的」なものであった。その意味で、この時期の、いわゆる「石黒農政」と称されるグループは、農商務省よりも内務省の政策路線に親近性をもつものと考えたほうがよいであろう。なお、安田浩「政党政治体制下の労働政策—原内閣期における労働組合公認問題—」（『歴史学研究』420号）参照。

(21) この経過については、広中俊雄『農地立法史研究 上巻』、細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』など参照。

(22) 協調会農村課『農村事情に関する調査』（大正13年）。

(23) 杉山元治郎『日本農民組合の過去現在及将来』（大正14年）。これは、1925（大正14）年6月28日におこなわれた杉山の講演記録であるが、「是に列席された松本代表や、今日此処に御出席の那須博士などの御尽力」という表現がある（11～12頁）。

なお、こののちの松本の軌跡については確認できていない。ただ、前掲の柴田善守『石井十次の生涯と思想』によれば、松本は「昭和二年に孤児たちをつれてブラジルに渡り現在に至っている」（293頁）とあり、同著の巻末に、松本の手になるブラジル移住者の詳細な現況調査が付せられている。松本のブラジル移住については、石井十次から思想的影響を受け、松本とも交流があった星島二郎（岡山選出代議士）が次のように語っている。「松本君は茶臼原に行って農場の助けをするわけです。けれども十二年から四年やっているうちにどうにも神武天皇が捨てたところで、（火山灰地のために……筆者註）ほんとうに、雨が降ったらスーッと水が飲み込んでしまうようなポコポコしたところだから農業がやっつけられないということになるのですね。（中略）松本氏が、『これではだめだ』ということで、そこで思い切って朝鮮へ行くか、朝鮮では非常に力を入れてくれる人があったのだがね。総督府の関係だったと思うけれども。しかし朝鮮も一パイだ、むしろブラジルに行くべしだというところに非常にめめたわけだが、全体で五十名には足らなかったがブラジルに行ったわけです」（内政史研究会『星島二郎氏談話速記録』）。

(24) 『有馬頼率日記』大正8年7月10日（国会図書館憲政資料室蔵）。